

周南市工場立地法地域準則条例（逐条解説）

（趣旨）

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第2項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

<解説>

法で、市は「国が定める準則（「工場立地に関する準則」以下、「法準則」。）」に代わる準則（市準則）を定めることができるとされており、この規定に基づきこの条例を定めることを述べています。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

<解説>

この条例の用語の定義は、法に規定されている定義をそのまま用いることを述べています。

（区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合）

第3条 この条例を適用する区域の区分及び設定区域並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

| 区域の区分 | 設定区域 | 緑地の面積の敷地面積に対する割合 | 環境施設の面積の敷地面積に対する割合 |
|-------|--|------------------|--------------------|
| 第1種区域 | 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域の区域 | 100分の30以上 | 100分の35以上 |
| 第2種区域 | 都市計画法第8条第1項第1号の準工業地域の区域 | 100分の10以上 | 100分の15以上 |
| 第3種区域 | 都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域の区域 | 100分の5以上 | 100分の10以上 |
| 第4種区域 | 第1種、第2種及び第3種区域以外の区域 | 100分の5以上 | 100分の10以上 |

<解説>

法の適用対象となる工場（特定工場）が守るべき基準です。法準則に代わる敷地面積に対する緑地面積と、環境施設面積の割合について述べています。

（重複する緑地の面積の敷地面積に対する割合）

第4条 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「規則」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

<解説>

法では、パイプ下の芝生、屋上庭園等のような「重複緑地」の上限について、国の定める基準では、緑地面積の25%から50%まで算入できることとなっています。当条例では、そのうち最大50%の緩和を行うことを述べています。

（敷地が2以上の区域にわたる場合の適用）

第5条 特定工場の敷地が第3条に規定する区域のうち、2以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、同条の区域の敷地割合が最も高い区域に係る同条の表の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用する。

<解説>

工場の敷地が、条例に規定する2つ以上の区域にまたがっている場合は、敷地面積が一番大きい区域の規定を適用することを述べています。

（本市に隣接する地方公共団体の長との協議）

第6条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

<解説>

工場の敷地が、本市に隣接する地方公共団体の区域にまたがっている場合は、市長が当該地方公共団体の長と協議して定めることを述べています。

附 則

(施行期日)

- この条例は、交付の日から施行する。

<解説>

条例の施行日を定めており、公布の日から適用することを述べています。

(経過措置)

- 昭和 49 年 6 月 28 日までに設置されている工場等又は設置のための工事が開始されていた工場等（以下「既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときの第 3 条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、附則別表に定める式によって行うものとする。

附表別表（附則第 2 項関係）

- 既存工場等が、法準則別表第 1 の上欄に掲げる 1 の業種に属する場合

| 既存工場等が存する区域 | 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積 | 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積 |
|------------------|--|--|
| 第 1 種区域 | $G \geq (P/\gamma)(0.3 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.3 - (G_0/S)) > 0.3S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.3S - G_1$ とし、 $0.3S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。 | $E \geq (P/\gamma)(0.35 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.35 - (E_0/S)) > 0.35S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.35S - E_1$ とし、 $0.35S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。 |
| 第 2 種区域 | $G \geq (P/\gamma)(0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。 | $E \geq (P/\gamma)(0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。 |
| 第 3 種区域及び第 4 種区域 | $G \geq (P/\gamma)(0.05 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.05 - (G_0/S)) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。 | $E \geq (P/\gamma)(0.1 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.1 - (E_0/S)) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。 |

2 既存工場等が、法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合

| 既存工場等が存する区域 | 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積 | 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積 |
|--------------|--|--|
| 第1種区域 | $G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.3 - (G_0 / S))$ <p>ただし、$\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.3 - (G_0 / S)) > 0.3S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.3S - G_1$ とし、$0.3S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。</p> | $E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.35 - (E_0 / S))$ <p>ただし、$\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.35 - (E_0 / S)) > 0.35S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.35S - E_1$ とし、$0.35S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。</p> |
| 第2種区域 | $G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (G_0 / S))$ <p>ただし、$\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (G_0 / S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、$0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。</p> | $E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (E_0 / S))$ <p>ただし、$\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (E_0 / S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、$0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。</p> |
| 第3種区域及び第4種区域 | $G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.05 - (G_0 / S))$ <p>ただし、$\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.05 - (G_0 / S)) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、$0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。</p> | $E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (E_0 / S))$ <p>ただし、$\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (E_0 / S)) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、$0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。</p> |

備考 表の式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る生産施設の面積で、既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種のうち、いずれかの業種に属するもの

γ_j 既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種のうち、いずれかの業種についての同表の下欄に掲げる割合

<解説>

昭和49年の工場立地法改正により、新たに緑地や環境施設の規制が加えられ、同法改正前から立地する工場（昭和49年6月28日までに設置されている工場（既存工場））の多くが、緑地及び環境施設の基準を満たすことができませんでした。

そのため、既存工場については、これらの基準値を満たすために、新たに設備を増設する際、増設する設備の規模に応じて緑地や環境施設を増やすことを求めています。

この計算式は、増設する施設の面積（P）に応じ、増設に応じて設置する緑地面積（G）や環境施設面積（E）が、増設に応じて増やすべき面積を満たしているか、チェックするための式となっています。

附則別表第1項の表は、工場で生産する業種が1つの場合で、第2項の表は、2つ以上の場合の表となっています。（法準則の別表第1において、生産する業種ごとに生産施設の敷地面積に対する割合（生産施設面積率）が規定されていますが、ここでいう“工場で生産する業種”とは、同表に掲げられている業種のことをさします。）